

# 謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人せいしとらんし熊本（以下「当法人」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 当法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(原稿執筆謝金)

第3条 当法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師等謝金)

第4条 当法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金の単価)

第5条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり1,000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師等謝金の単価)

第6条 講師等謝金の単価は、1講座当たり10,000円とする。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の講師等謝金の単価を減額することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師等謝金の単価を増額することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第7条 第2条に定める謝金対象者には、第5条及び6条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は理事会の承認を得て行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

令和2年8月1日 制定。